

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人大阪経済法律学園
②設置大学名称	大阪経済法科大学
③担当部署	法人本部 総務課
④問合せ先	072-941-1501 soumu@keiho-u.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 1 0 月 2 0 日（理事会決定）
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 1 0 月 2 1 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.keiho-u.ac.jp/about/corporation_overview.html
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
該当なし	

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
該当なし	

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示しています。 <建学の理念> (建学の理念・掲載先 URL) https://www.keiho-u.ac.jp/about/president.html#philosophy (寄附行為・掲載先 URL) https://www.keiho-u.ac.jp/about/corporation_overview.html <大学・大学院の教育目的> (学則・掲載先 URL) https://www.keiho-u.ac.jp/about/regulations.html
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	各学部及び研究科について、3つの方針（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針）を定め、明確に示しています。 3つの方針は学期ごとに実施する履修ガイダンスで学生に繰り返し説明するほか、履修系統図の作成、シラバスの記載内容の見直し等により、学生が学びの道筋を理解しやすくなるよう努めています。 また、各学部及び研究科において、自己点検評価及びFD活動を通じて、カリキュラムの見直し、教授法の改善に取り組み、教育の質保証と向上に取り組んでいます。 (3つの方針・掲載先 URL) https://www.keiho-u.ac.jp/about/disclosure/publication.html
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	(1) 学長の責務（役割・職務範囲） 学則並びに大学職制及び人事規則において、「学長は、大学を代表し、建学の理念に基づき、学則その他制規の定めるところにより学務を統括運営する。」としています。学長は、理事会から委任された権限を行使します。 (2) 学長補佐体制（副学長・学長補佐・学部長の役割） 大学に副学長及び学長補佐を置くことができるようにしており、大学職制及び人事規則において「副学長及び学長補佐は、学長の職務について学長を補佐する。」としています。学部長の役割については、大学職制及び人事規則において「学部長は、当該学部の学務を統轄する。」としています。

	(3) 教授会の役割 (学長と教授会の関係) 大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については各学部の教授会規程及び研究科委員会規程に定めています。
実施項目 1-1 ④	説明
教職協働体制の確保	実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価 (P D C A サイクル) による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保しています。 予算委員会での事業計画の策定及び事業の実績の作成、学長会議での重要な事業計画に関する進捗状況の確認、学部長会議での各学部教授会の審議状況の確認など、理事長をはじめとする常勤理事、学長・副学長、学部長、部管所长、事務局長及び各課課長など、教職協働で事業計画に係る P D C A を行っています。
実施項目 1-1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	(1) ファカルティ・ディベロップメント : F D 3つの方針 (ポリシー) の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに F D 推進組織を整備し、教員相互の授業参観、新任教員研修、I C T 活用研修等、年次計画に基づき取組みを推進しています。また、全学的な授業・学修評価アンケートを実施し、教員個々の教育・研究活動に係る P D C A を毎年度実施しています。 (2) スタッフ・ディベロップメント : S D S D 推進に係る基本方針と年次計画を定め、新人職員研修、管理職・監督職マネジメント研修等、計画的な取組みを推進しています。また、I C T スキルの向上や業務の D X 推進に向けた研修、部門別の専門的な研修等、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行っています。

原則 1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1-2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画を検討・策定しています。 ② 中期的な計画に教学・人事・施設・財務等に関する事項を盛り込んでいます。 (中長期計画：掲載先 URL) https://www.keiho-u.ac.jp/about/disclosure/financial.html
実施項目 1-2 ②	説明

計画実現のための進捗管理	中期的な計画の進捗状況、財務状況については、理事会で進捗状況を管理把握し、各年度の事業報告書を通じて、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。 (事業報告書：掲載先 URL) https://www.keiho-u.ac.jp/about/disclosure/financial.html
--------------	--

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	社会の要請に応える人材の育成のため、各学部及び研究科の教育目的と3つの方針に基づき、専門的・順次的な教育課程を編成し、組織的に教育活動を実施しています。そして、卒業の質保証の指標を定め、学年次別の達成状況を定期的に確認しながら、教育改善・充実に努めています。 また、社会人の受入れのための入試を実施するとともに、本学の教育リソース（各学部教員の講義 Video）公開等、生涯学習の場を広く提供しています。 (教育リソース・掲載先 URL) https://www.keiho-u.ac.jp/research/lectures.html
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	① 「阪神奈大学・研究機関生涯学習ネット」や「東大阪市連携6大学公開講座」への参加等、資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めています。 ② 八尾市との包括連携協定や関西経済連合会への加入等、産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能しています。 ③ 八尾市消防本部との「大規模災害発生時における消防活動拠点に関する覚書」締結や臨時避難所としての協力、学生消防隊や学生防犯隊の活動等、大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組んでいます。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	① 「留学生受入れの方針 (AP)」に基づく外国人留学生の受入れや「国際共修に関する基本方針」、「障がい者を有する学生への支援に関する基本的考え方」の制定など、性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生、教

	職員等を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に努めています。 (留学生受入れの方針：掲載先 URL) https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/international/international-policy.html (国際共修に関する基本方針：掲載先 URL) https://www.keiho-u.ac.jp/international-exch/Internationalization.html ② ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、セクシャルハラスメント等の防止に関する規程、パワーハラスメントの防止に関する規程に基づき、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処しています。 (規程・掲載先 URL) https://www.keiho-u.ac.jp/life/counter/harassment.html
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員・評議員、部管所长等の役職者へ女性を登用しています。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事は、私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから選任するものとし、私立学校法に定められた理事の資格及び構成を遵守しています。 また、理事選任機関として理事会と評議員会を置き、評議員会以外の理事選任機関が理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないとする等、選任過程の透明性を確保しています。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	(1) 理事会の役割 ① 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督しています。 ② 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示しています。 ③ 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かしています。 ④ 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される

	審議事項については事前に決定して全理事で共有しています。 ⑤ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備しています。 ⑥ 非業務執行理事及び監事と本学園は、令和2年4月より責任限定契約を締結しています。また本学園は、令和4年6月より役員賠償責任保険に加入しています。 （2）理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化 ① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。 ② 理事長を補佐する理事として、代表業務執行理事及び業務執行理事を置くことができるものとし、各々の役割を定めています。また、非常勤理事を含め理事の担当業務を定めています。 ③ 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、3月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告します。 ④ 複数名の外部理事を選任しています。外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に寄与しています。 （3）評議員会との協働体制 ① 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は評議員会に出席するものとし、理事会と評議員会の建設的な協働と相互牽制体制を確立するとともに、運営の透明性を確保しています。
実施項目3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	文部科学省主催「学校法人の運営等に関する協議会」や日本私立大学協会主催「私立大学経営問題協議会」の資料を活用し、オンラインによって、今後の私学振興に関する重要課題等について研修機会を提供するなど、全理事（外部理事を含む）・監事・全評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めています。

原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事は、学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者のうちから、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとし、私立学校法に定められ

	た監事の資格を遵守しています。 また会計監査人は、公認会計士又は監査法人のうちから選任し、私立学校法に定められた会計監査人の資格を遵守しています。 監事と会計監査人は評議員会の決議によって選任することとし、選任過程の透明性を確保しています。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事は監事監査規程及び毎年度策定する監事監査計画に基づき、理事会及び評議員会への出席、教授会及び各種委員会への出席等を通じて、教学を含む本法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況に対する監査を実施しています。 また監事は、会計監査人及び内部監査担当者との情報共有・意見交換を行い、連携を図っています。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	内部統制システム整備の基本方針に基づき、監事の監査業務の適正性を確保するための体制を整備しています。 実施項目「理事への情報提供・研修機会の充実」に記載のとおり、監事に対し、十分な研修機会を提供しており、監事業務を支援するための情報提供・研修機会の確保・充実に努めています。また監事は、毎年度、文部科学省高等教育局私学部主催の監事研修会に参加しています。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員は、本学の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任するものとし、私立学校法に定められた評議員の資格及び構成を遵守して、選任過程の透明性を確保しています。 また評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮し、多様な専門性や経歴を持つ評議員で評議員会を構成しています。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。 理事会があらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項、及び評議員会の決議が必要な事項は、寄附行為に明示しています。

	理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は評議員会に出席するものとし、理事会と評議員会の建設的な協働と相互牽制体制を確立するとともに、運営の透明性を確保しています。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	実施項目「理事への情報提供・研修機会の充実」に記載のとおり、全評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めています。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	内部統制システム整備の基本方針に基づき、発生した危機への対応のみならず、リスク発生前に、その予防に向けた対応を行うことができるようリスク管理規程を整備するとともに、事業継続計画（BCP）【地震・風水害対応】を策定しています。 また、学生の海外派遣に関して危機管理マニュアルを整備し活用しています。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	コンプライアンス規程を制定し、全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程を遵守するよう組織的に取り組んでいます。 公益通報者保護に関する規程に基づき、法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図っています。 （公益通報・掲載先 URL）https://www.keiho-u.ac.jp/about/whistleblowing.html

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	（１）法令上の情報公表 公表すべき事項は学校教育法施行規則（第１７２条第２項）、私立学校法、学校法人会計基準等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信しています。 （２）自主的な情報公開 法律上公開が定められていない情報についても、積極的に公開しています。 （情報公開・掲載先 URL）https://www.keiho-u.ac.jp/about/disclosure/index.html

	(本法人の基本情報・掲載先 URL) https://www.keiho-u.ac.jp/about/corporation_overview.html
実施項目 4-1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	① 学校法人に関する情報については、ホームページでの公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供しています。 ② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした学校法人大阪経済法律学園情報公開規程に基づき、公開しています。 ③ 公開方法は、インターネットを使ったWeb公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用しています。 ④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫しています。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
該当なし	